

## 習志野市農業委員会総会議事録

令和6年第11回習志野市農業委員会総会は令和6年11月7日(木曜日)に習志野市役所2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午前 9時30分

2. 委員の出欠席 16名中 15名出席 欠席1名(網掛け)

(委員氏名)

1番 渡邊 喜代美	2番 廣瀬 克久	3番 市角 明彦
4番 都築 博文	5番 中墓 明	6番 金子 光雄
7番 中野 政博	8番 村山 茂男	9番 江口 勝洋
10番 三代川 浩一	11番 矢野 泰宏	12番 関口 昌弘
13番 渡邊 幸枝	14番 江口 明美	
会 長 三代川 彦博	会長職務代理者 櫻井 茂雄	

3. 議事録署名人

13番 渡邊 幸枝 14番 江口 明美

4. 審議案件

議案第 1 号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2-1号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第2-2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について

5. 報告案件

報告第 1 号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第 2 号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第 3 号 農地法第5条の許可に伴う工事完了報告について

報告第 4 号 農地法第5条の許可に伴う工事完了報告について

報告第 5 号 農地法第5条の許可に伴う工事完了報告について

6. 閉会時間 午前 10時10分

<p>議 長</p>	<p>それでは、定刻になりましたので、ただ今より、令和6年第11回習志野市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日は、9番、江口 勝洋委員から欠席される旨のご連絡がありました。</p> <p>よって、農業委員16名の内、15名の出席により、本日の総会は成立いたしました。</p> <p>次に、議事録署名人について、「習志野市農業委員会会議規則」第26条の規定により、議長から指名させていただきます。</p> <p>13番、渡邊 幸枝委員、14番、江口 明美委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の議案上程件数は、3件、報告件数は、5件でございます。</p> <p>それでは、早速審議に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議案とします。</p> <p>事務局は、議案第1号の議案説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。皆様、本日もよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議長のご指示により、議案第1号の議案説明をさせていただきます。</p> <p>総会資料の1ページをお開きください。</p> <p>議案第1号は、農地法第5条の規定による許可申請についてであります。</p> <p>この度、農地法第5条第3項及び同法施行規則第30条の規定による許可申請書の提出がありましたので、許可について審議を求めるものです。</p> <p>1番、申請地は、藤崎七丁目の農地1筆で、面積198平方メートルであります。</p> <p>2番、権利の内容といたしましては、2年間の賃借権の設定であります。</p> <p>3番、転用目的は、1日預かりの駐車場、いわゆるコインパーキングとして5台分の駐車場用地に転用するものであります。</p> <p>4番、申請者の住所及び、氏名は資料記載のとおりであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>続けて、議案の詳細説明をお願いします。</p> <p>なお、説明中については、暫時休憩といたします。</p>

事務局	…… 詳細説明。……
議長	事務局、ありがとうございました。休憩前に戻り、会議を開きます。それでは、これより、議案第1号についての審議に入ります。ご質問の有る方は、挙手願います。よろしいでしょうか。はい、金子委員。
金子委員	はい。登記地目が田で、現況が雑種地になっていると固定資産税などの税金が高くなると思いますが、どのようになっていますか。
議長	事務局、説明をお願いします。
事務局	はい。課税担当職員が現地確認などによる地目の判定を行う現況主義となっております。したがって、申請地は、雑種地課税となっております。
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>あくまでも課税は、登記地目でなく、現況地目で判断されている事によろしいですね。</p> <p>では、他にありませんか、現地確認された委員で何かお気づきの点などありませんか、よろしいですか。ご意見等無ければ採決に入ります。</p> <p>お諮りいたします、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」許可相当とする事に賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>全員賛成により、議案第1号、「農地法第5条の規定による許可申請について」は、許可相当と認め、許可権者である千葉県知事に意見を附して、進達することに決しました。</p> <p>事務局は対応をお願いいたします。</p> <p>次の議題に移ります。</p> <p>議案第2-1号及び、議案第2-2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書について」を議案とします。</p> <p>本件は、同一の転用事業でありますので、一括して審議いたします。</p> <p>なお、事務局から説明を受けた後、15番、櫻井 茂雄委員は、農業委員会法第31条の規定による議事参与の制限により、採決の際には退席していただきますのでよろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、事務局は、議案第2-1号及び議案第2-2号について、</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>一括して議案説明をお願いします。</p> <p>はい。それでは、議長のご指示により、議案第2-1号及び、議案第2-2号の議案につきまして、一括して説明させていただきます。</p> <p>総会資料の11ページをお開きください。</p> <p>議案第2-1号は、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書についてであります。</p> <p>1番に記載の申請者より、当初許可を受けた転用計画に変更が生じたことにより、変更内容の承認を受けるため、申請書の提出がありましたので、承認について審議を求めるものです。</p> <p>1番、申請者の住所及び、氏名は資料記載のとおりであります。</p> <p>2番、当初許可の内容といたしましては、転用事業者が土地所有者から農地を購入し、児童養護施設と高齢者福祉施設の複合施設となる社会福祉施設を建設するため、資料記載のとおり、令和5年7月に千葉県知事から農地法第5条の規定による許可を取得しているものであります。</p> <p>3番、変更の内容は、工期の変更と建設計画等の変更の2点であります。</p> <p>工期の変更理由といたしましては、</p> <p>1点目、工事業者の選定日が当初の予定日より遅延したこと。</p> <p>2点目として、建築用資材の供給不足や人材不足により遅延したことの理由によるものであります。</p> <p>建設計画等の変更理由といたしましては、</p> <p>1点目、建築確認申請の際、建築面積や延床面積の修正。</p> <p>2点目、地質調査の結果、擁壁計画に変更が生じたこと。</p> <p>以上の理由によるものであります。</p> <p>続きまして、議案第2-2号の議案書として、総会資料の12ページをご覧ください。</p> <p>議案第2-2号につきましても、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書についてであります。</p> <p>提案理由は、議案第2-1号と同一でありますので、説明を割愛させていただきます。</p> <p>この度、1番の土地所有者及び、2番の申請地が議案第2-1号と異なるため、議案第2-2号として上程させていただいたものであります。</p> <p>なお、3番以降の変更内容等は、議案第2-1号と同一であるため、割愛させていただきます。</p> <p>議案の一括した説明は以上です。</p>
-----------------------	---

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>ありがとうございました。      続けて、議案の詳細説明をお願いします。      なお、説明中については、暫時休憩といたします。</p> <p>…… 詳細説明。……</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局、ありがとうございました。休憩前に戻り会議を開きます。      それでは、事務局の説明が終わりましたので、農業委員会法第31条に規定する議事参与の制限により、15番、櫻井 茂雄委員は退席をお願いします。</p> <p>事務局は、櫻井 茂雄委員を案内してください。      櫻井 茂雄委員が退席されるまで、暫時休憩といたします。よろしくお願ひいたします。</p> <p>…… 委員の退席。……</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、櫻井 茂雄委員が退席されましたので、休憩前に戻り会議を開きます。      議案第2-1号及び、議案第2-2号について質問のある方は、挙手願ひます。</p> <p>はい。廣瀬委員。</p>
<p>廣瀬委員</p>	<p>はい。地質調査の結果で擁壁などの変更が行なわれていますが、もう少し具体的に説明をお願いします。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>では、事務局お願いします。</p> <p>はい。お答えします。      地質調査の結果、擁壁の沈下を防ぐための地盤改良が必要となったことから、擁壁の底板などの寸法に修正が生じたとの事です。</p>
<p>議 長</p>	<p>他にご質問・ご意見等がありますか。      ご意見が無いようですので、採決に移ります。      議案第2-1号及び、議案第2-2号、「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書について」を一括してお諮りいたします。</p>

議 長	<p>議案第2-1号及び、議案第2-2号について、変更後の転用計画を許可相当と認め、変更計画のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>全員賛成により、議案第2-1号及び、議案第2-2号の変更承認申請内容を許可相当と認め、許可権者である千葉県知事に意見を附して、進達することに決しました。事務局は、対応をお願いします。</p> <p>それでは、審議を終えましたので、事務局は櫻井委員の入室を案内してください。櫻井委員が入室されるまで暫時休憩といたします。</p> <p>…… 委員入室。 ……</p>
議 長	<p>櫻井委員が入室されましたので、休憩前に戻り会議を開きます。</p> <p>以上で、本日の審議案件は終了となります。</p> <p>次に、報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号の農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の受理通知及び、報告第2号の農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理通知ですが、事前に総会資料を配布してありますので、一読させていただいていると思いますが、事務局、何か補足説明はありますか。</p>
事務局	<p>…… 特段ありません。 ……</p>
議 長	<p>委員の皆さん何か質問等ありますでしょうか。質問等の有る方は、挙手願います。</p> <p>質問等が無ければ、次にまいります。</p> <p>続きまして、報告第3号は、農地法第5条許可に伴う工事完了報告についてです。</p> <p>事務局、何か補足説明はありますか。なお、説明中については、暫時休憩といたします。</p>
事務局	<p>……… 補足説明。 ……</p>
議 長	<p>事務局、ありがとうございました。</p>

<p>議 長</p>	<p>休憩前に戻り会議を開きます。それでは、委員の皆さん何か質問等ありますでしょうか。</p> <p>質問等が無ければ、次にまいります。</p> <p>次の報告第4号につきましても、農地法第5条許可に伴う工事完了報告についてです。</p> <p>事務局、何か補足説明はありますか。なお、説明中については、暫時休憩といたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>……補足説明。……</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局、ありがとうございました。</p> <p>休憩前に戻り会議を開きます。</p> <p>それでは、委員の皆さん何か質問等ありますでしょうか。</p> <p>質問等が無ければ、最後の報告事項となります。</p> <p>報告第5号につきましても、農地法第5条許可に伴う工事完了報告についてですが事務局、何か補足説明はありますか。</p> <p>なお、説明中については、暫時休憩といたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>……補足説明。……</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局、ありがとうございました。</p> <p>休憩前に戻り会議を開きます。</p> <p>それでは、委員の皆さん何か質問等ありますでしょうか。</p> <p>質問等が無いようでしたら、以上を持ちまして、令和6年第11回習志野市農業委員会総会を終了いたします。</p>